

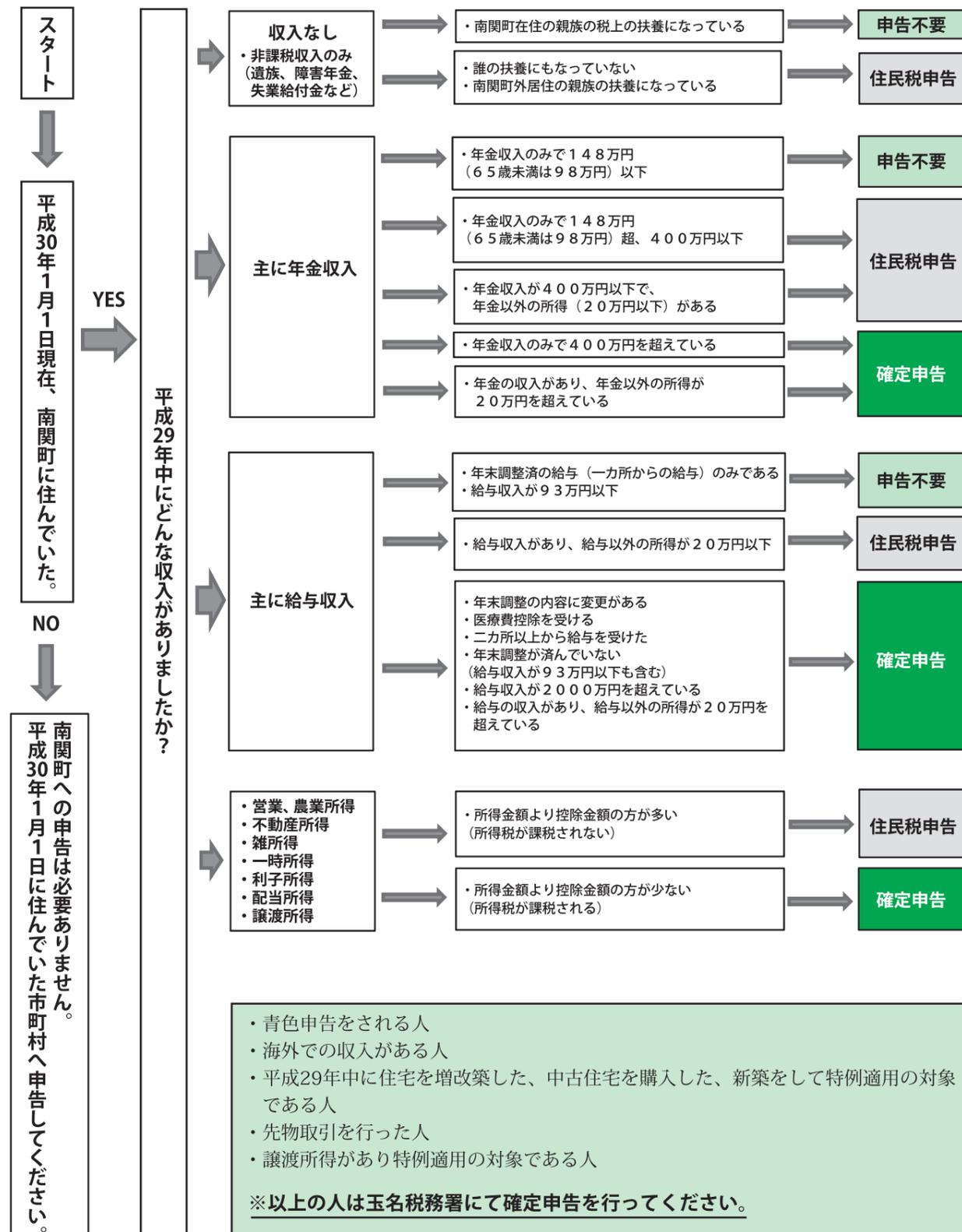
申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
あなたも申告が必要かどうか判断してみませんか

- ・申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
- ・年齢は平成30年1月1日現在でお考えください。
- ・特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合があります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

・**所得税の還付を受けるためには申告フローチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。**

※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。



町県民税申告書などの提出時の番号法に基づく本人確認について

前回の申告受付相談会から、申告書などに個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認が必要になりました。以下の本人確認書類などを必ず持参してくださいをお願いします。

ご理解とご協力をよろしくをお願いします。

本人が申告書などを提出する場合

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②本人確認：次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上

※いずれも氏名/生年月日または氏名/住所が記載された本人のものであること。

個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例：税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

代理人が申告書などを提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

※写し可

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

③代理権の確認：次のいずれか1点

- ・委任状または税務代理権限証書の原本
- ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

②代理人の本人確認

「本人が申告書などを提出する場合」の「②本人確認」と同様

重要なお知らせ「医療費控除が変わります」

1. 医療費控除の提出書類が簡略化

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合の手続きが、以下のとおり改正されました。

改正点①「医療費の領収書」の提出または提示が不要となりました。

改正点②「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

○必要な書類

- ①医療保険者などが発行した医療費通知書
- ②医療費控除の明細書

2. セルフメディケーション税制が創設

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った人が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と適用選択)を受けることができます。控除限度額は、88,000円です。

○必要な書類

- ①セルフメディケーション税制の明細書
- ②健康の保持増進および疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類